

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築
事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）公募資料一覧

資料1 地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（CORE
ハイスクール・ネットワーク構想）の概要

資料2 全体の流れ

資料3 提出資料一覧

資料4 委託要項

資料5 公募要領

資料6 審査要項

資料7 委託契約書（案）

資料8 質問事例集

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）の概要

COREハイスクール・ネットワーク構想

令和3年度予算額額(案) 2.1億円(新規)



文部科学省

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築：Collaborative Regional High-school Network

○ **中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校**においては、地域唯一の高等学校として、大学進学から就職までの**多様な進路希望に応じた教育・支援を行うことが必要**であるが、教職員数が限定的であり、生徒のニーズに応じた**多様な科目開設や習熟度別指導が困難**。

→ **複数の高等学校の教育課程の共通化やICT機器の最大限の活用**により、中山間地域や離島等の高等学校においても**生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を可能とする**高等学校教育を実現し、**持続的な地方創生の核としての機能強化**を図る。

事業内容：中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築

①同時双方向型の遠隔授業などICTも活用した連携・協働

⇒ 自校では受けることのできない授業の受講を可能化

⇒ 免許外教科担任制度の利用解消

◆ 文部科学省が実施教科や形態に応じた複数の研究テーマを設定し実施

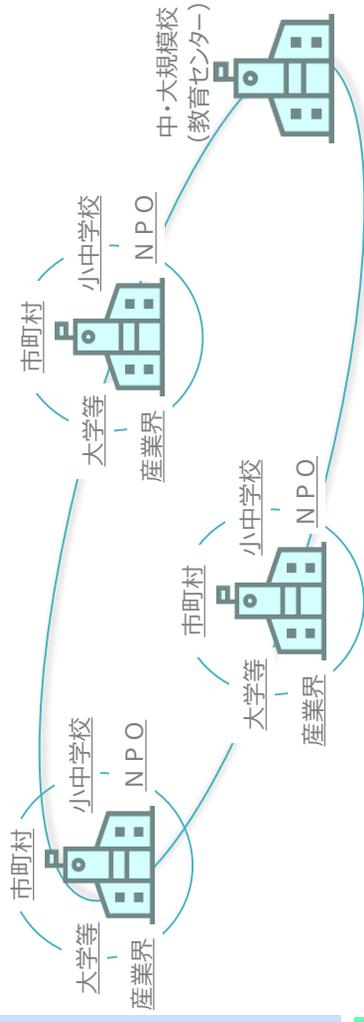
②地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制の構築

⇒ 学校外の教育資源を活用した教育の高度化・多様化

⇒ 地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成

【事業の検証のための調査研究】

全国展開に向けて、各ネットワークにおける**成果・課題を抽出・分析する実証研究**を実施



※ 中・大規模校（教育センター）から複数の高等学校に対する「集中配信方式」の実施も推奨

生徒の多様なニーズに応じた質の高い教育実現する高等学校ネットワークのモデルを構築

対象
校種

国公立の高等学校・中等教育学校

箇所数
単価（期間）

13箇所
1,400万円程度/箇所（原則3年）

委託先

学校設置者

委託
対象経費

遠隔授業の開発・実施に必要な経費
(人件費、設備品費、委員旅費、謝金等)

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業
(COREハイスクール・ネットワーク構想)
全体像(イメージ)

【小規模高等学校ネットワークモデル
構築の研究開発】

(民間等の調査機関 1箇所)

研究内容

- ◆ COREハイスクール・ネットワーク構想における調査研究の取組を検証し、成果や課題を抽出し、事業の指定校以外にも参照可能な小規模高等学校ネットワークモデルの構築及び評価指標の作成

- ◆ 調査研究の成果の普及に関する取組

調査

情報提供

【高等学校における調査研究 13箇所】

研究内容

- ◆ 教育課程の共通化やICT機器を最大限に活用した「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施などにより、中山間地域や離島等に立地する高等学校等において、生徒のニーズに応じた多様な教科・科目の開設や習熟度別指導を実現する取組
- ◆ 複数の高等学校等が連携して質の高い高等学校教育を行うための運営体制等の在り方に関する取組
- ◆ 市町村、高等教育機関、産業界等との協働によるコンソーシアムを構築し、学校外の教育資源を活用した探究的な学びなどによる教育の高度化・多様化や地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成に関する取組

調査研究
の委託

研究成果
の報告

研究開発の委託

研究成果の報告
ネットワークモデル
成果指標の提案

文部科学省

参考

COREハイスクール・ネットワーク構想 における遠隔授業について

高等学校における遠隔授業 [教科・科目充実型]

(1) 遠隔授業 [教科・科目充実型] の制度化

- 平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業 [教科・科目充実型]を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができるとしている。
- これにより、高等学校段階において、先進的な内容の学校設定科目や相当免許状を有する教師が少ない科目（第二外国語等）の開設、小規模校等における幅広い選択科目の開設等、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、生徒の学習機会の充実を図る。

合同授業型

- ▶ 児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る。



送信側

教師 + 児童生徒

受信側

教師支援型

- ▶ 児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図る。



ALTや専門家等

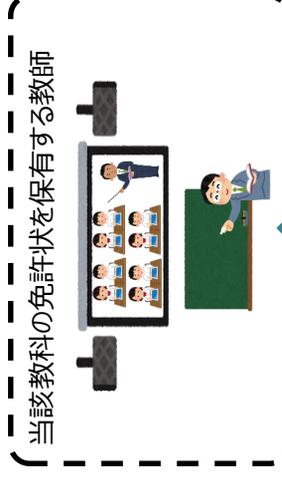
教師 + 児童生徒

同時双方向

同時双方向

教科・科目充実型

- ※ 高等学校段階のみ
- ▶ 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、学習機会の充実を図る。



当該教科の免許状を保有する教師

当該学校の教師（当該教科の免許状の有無は問わない） + 生徒

高等学校における遠隔授業 [教科・科目充実型]

(2) 遠隔授業 [教科・科目充実型] を行う際の主な留意事項

生徒数	・同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。
配信側	・受信側の高等学校等（生徒の在籍する高等学校等）の身分を有すること。 ・学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。
受信側	・原則として 教員を配置するべき であること。 ※ただし、病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、教員配置は必ずしも要しない（その場合には、病室等での適切な体制整備が必要）
学習評価	・単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。（受信側教員はそれに協力）
その他	・遠隔授業を行う教科・科目等の特質に応じ、 対面により行う授業を相当の時間数行うこと 。 ・ 36単位を上限 とすること。 ※ただし、病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、単位数上限の算定には含まれない

(3) 病気療養中の生徒等に対して行う場合の要件緩和

- 病室等における病気療養中の生徒等に対し**同時双方向型の遠隔授業を行う場合の特例**として、令和元年11月には**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと**とするとともに、令和2年4月には**修得単位数の上限（36単位）の算定に含めないこと**とする制度改正を実施。

(参考) 関係法令抜粋

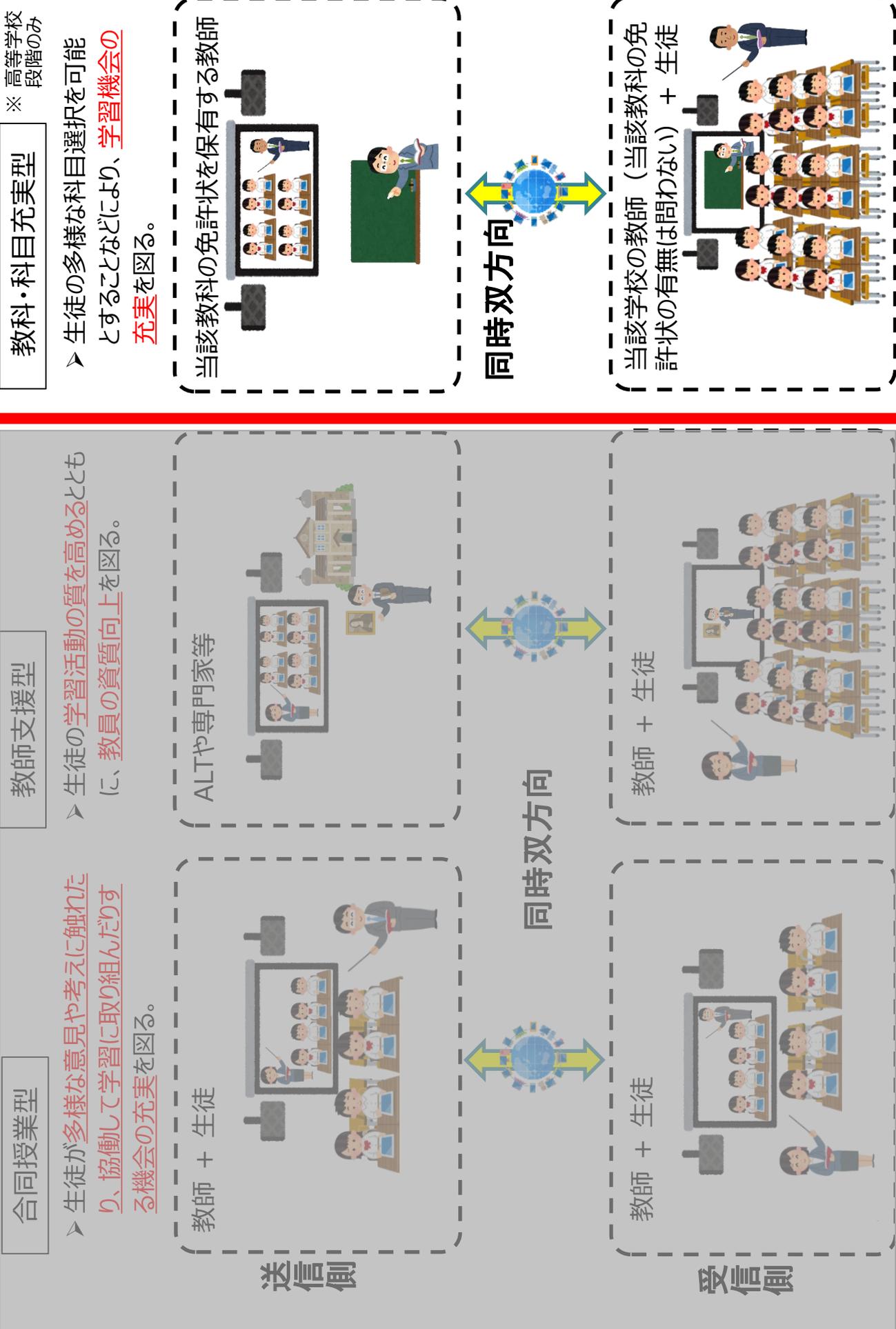
■ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第88条の3 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

第96条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、（略）

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき74単位のうち、第88条の3に規定する単位数は36単位を超えないものとする。ただし、疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒であつて、相当の期間高等学校を欠席すると認められるものについては、この限りでない。

COREハイスクール・ネットワーク構想で実施する遠隔授業



COREハイスクール・ネットワーク構想における遠隔授業

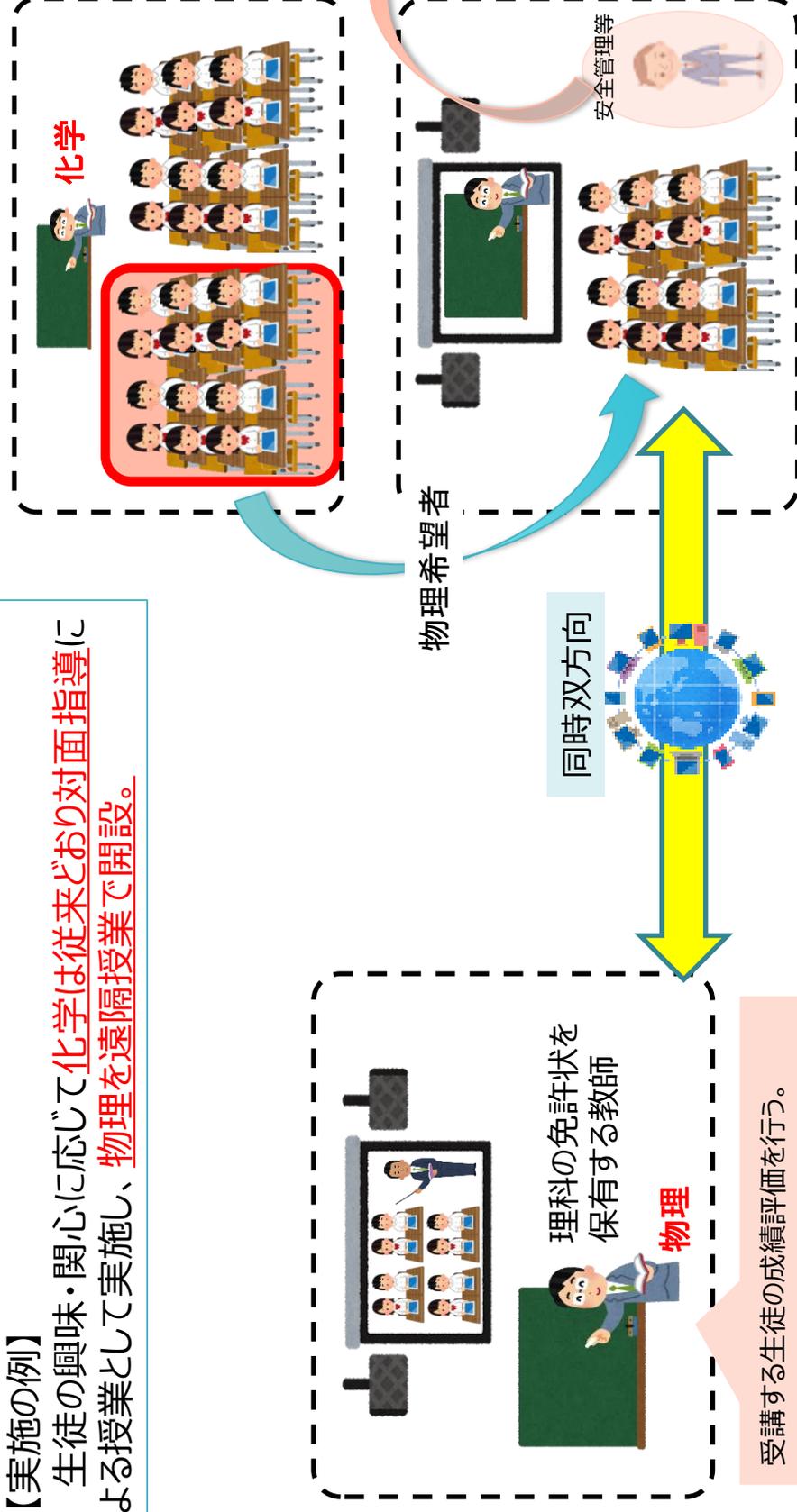
「**教科・科目充実型**」の遠隔授業による生徒の進路希望に応じた多様な科目の開設や、習熟度別授業の実施

教科・科目充実型

対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員を置かない同時双方向型の遠隔授業。成績評価は、配信を担当する当該教科の免許を持った教員が行う。

【実施の例】

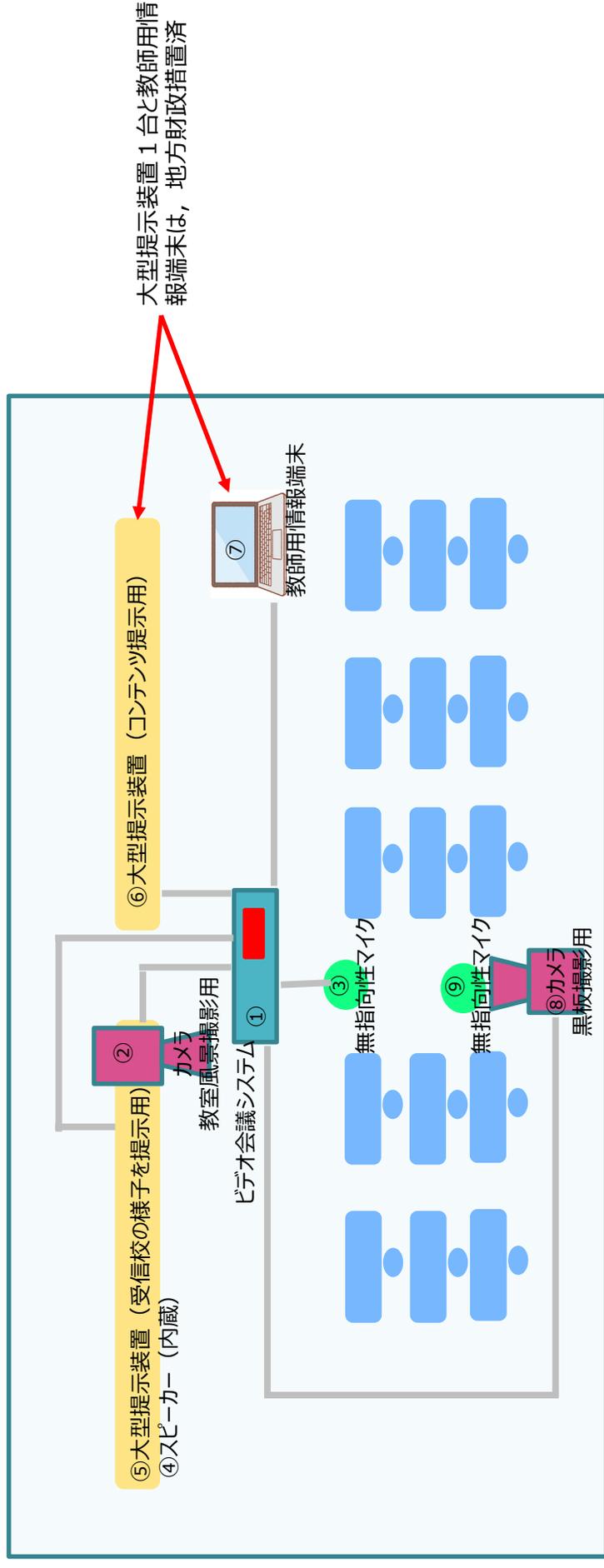
生徒の興味・関心に応じて化学は従来どおり対面指導による授業として実施し、物理を遠隔授業で開設。



遠隔授業に必要な機器のイメージ

必要な機器	個数	備考
遠隔会議システム	1台 ①	
マイク	2台 ③、⑨	
スピーカー	1台 ④	大型提示装置内蔵の場合は不要
カメラ	2台 ②、⑧	
大型提示装置	2台 ⑤、⑥	うち1台は地方財政措置（特別教室用）
教師用情報端末	1台 ⑦	地方財政措置済

※上記のほか、書画カメラなど科目の特性に応じて様々な機器を活用し、効果的な遠隔授業の実施が望まれる。



※特別教室や空き教室を遠隔授業専用の教室として機器を常時設置しておくことを想定している。

資料2

令和3年度地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）
全体の流れ（イメージ）

令和3年1月6日（水）	公募開始
14日（木）	公募説明会（オンライン）
29日（金）	申請希望調書提出（①）
2月5日（金）	申請書・構想調書等提出（②）
	<審査>
3月下旬	審査結果公表・指定内定
4月上旬	実施計画書等提出（③④）
	<契約締結> ⇒ 事業実施
	実施計画変更申請書提出（必要な場合⑤）
令和4年3月31日（木）	委託事業完了（廃止）報告書提出（⑥）
	<額の確定>
	成果報告書提出（⑦）

※①～⑦は、資料3「提出資料一覧」の番号を参照

提出資料一覧

1. 公募時

提出資料	提出方法	提出期限	資料	番号
申請希望調書 (別紙様式 1)	電子メール	令和 3 年 1 月 29 日 (金) 17 時必着	公募 要領	①
申請書かがみ (別紙様式 2)	電子メール 及び紙媒体 を 1 部郵送	電子メール、紙媒体とも 令和 3 年 2 月 5 日 (金) 17 時必着		②
構想調書 (別紙様式 3、添付資料① ～②)				
令和 3 度に在学する生徒の 教育課程表 (入学年度ごと に作成)・ネットワーク接続 図				
目標設定シート (別紙様式 4)				
所要経費 (別紙様式 5、根拠資料)				
管理機関担当者名簿 (別紙様式 6)				
誓約書 (別紙様式 7)				

2. 指定内定後の契約時

提出資料	提出方法	提出期限	資料	番号
実施計画書 (別紙様式 1 別添 1～別 添 6-2、教育課程表)	電子メール 又は紙媒体	指定内定後別途連絡	委託 要項	③
HP 公表用資料等文部科学 省が依頼する資料	電子メール	指定内定後別途連絡		④

3. 委託契約後

提出資料	提出方法	提出期限	資料	番号
実施計画変更申請書 (別紙様式2)	電子メール	変更を希望する一月程度 前まで	委託 要項	⑤

4. 事業完了時

提出資料	提出方法	提出期限	資料	番号
委託事業完了(廃止)報告書 (別紙様式3 別紙1～別 紙3)	電子メール 又は紙媒体	事業を完了又は廃止の日 から10日以内又は委託契 約の満了日のいずれか早 い日	契約 書	⑥
成果報告書	電子メール 及び紙媒体	額の確定の通知を受けた 日から30日以内又は委託 事業を完了した日から60 日内		⑦

委託契約書（案）

支出負担行為担当官 文部科学省初等中等教育局長 瀧本 寛（以下「甲」という。）と《契約機関名》《契約機関代表者》（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業名等）

第1条 甲は、乙に対し、次の委託事業の実施を委託するものとする。

- （1）委託事業名 令和 年度地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）
- （2）委託事業の内容及び経費 （別添）調査研究実施計画書のとおり。ただし、第8条によった調査研究実施計画の変更承認後は変更した調査研究実施計画書のとおりとする。
- （3）委託期間 契約締結日から令和 年 月 日

（委託事業の実施）

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、実施要項、委託要項、委託事業事務処理細目（以下「要項等」という。）及び別添の調査研究実施計画書に基づき、委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の額）

【契約の相手方が課税事業者の場合】

- 第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、《契約金額》円（うち消費税額及び地方消費税の額●●円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。
- 2 前項の「消費税額及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託費の限度額に100分の10を乗じて得た金額である。
 - 3 乙は、委託費を（別添）調査研究実施計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

【契約の相手方が免税事業者の場合】

- 第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、《契約金額》円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。
- 2 乙は、委託費を（別添）調査研究実施計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第100条の3第3号の規定により免除する。

(危険負担)

第5条 委託事業の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

(第三者損害賠償)

第6条 乙は、委託事業の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

第7条 乙は、この委託事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、この委託事業の一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額(以下「再委託に関する事項」という。)が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された調査研究実施計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。

4 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

5 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

6 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

7 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託(再々委託等)することはできない。

(計画の変更)

第8条 乙は、第21条に規定する場合を除き、別添の調査研究実施計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、調査研究実施計画変更申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費区分間で増減する額が、経費

費目総額の20%、又は50万円のうち最も高い額を超えない場合は、この限りでない。

2 甲は、前項の承認を行うときは条件を附することができる。

(事業の廃止等)

第9条 乙は、委託事業を廃止又は中止（以下「廃止等」という。）しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認を行うときは、条件を附することができる。

(委託事業完了（廃止）報告)

第10条 乙は、委託事業が完了したとき又は前条第1項の規定に基づき委託事業の廃止等の承認を受けたときは、調査研究完了報告書、調査研究完了決算書及び第52条に規定する支出を証する書類の写を、完了又は廃止等の承認の日から10日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(調査)

第11条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかについて調査するものとする。

(額の確定)

第12条 甲は、前条の調査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託事業に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

第13条 第11条及び前条の調査の実施に当たっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託費の支払及び経理)

第14条 甲は、第12条第1項の規定により委託費の額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

2 委託費の支払は、乙の請求に基づき行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条及

び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

- 4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予決令第58条第3号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。
- 5 乙は、委託費によって生じた利子については、事業の実施経費に充てなければならない。

(過払金の返還)

第15条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が第12条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

- 2 乙は、前項の返還に関し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払わなければならない。

(成果報告)

第16条 乙は第12条第1項の通知を受けたときは、その日から起算して30日以内又は委託事業の完了した日から60日以内のいずれか早い日までに、委託事業成果報告書を甲に提出するものとする。

(資産の管理及び財産権の移転)

第17条 乙は、委託業務を実施するため委託費により取得した設備備品等を善良なる管理者としての注意義務を負って管理するものとする。

- 2 乙は、前項の場合にはその設備備品等には業務委託により取得したものである旨を標示しなければならない。
- 3 乙は、設備備品等の財産権を委託費の額の確定後、甲の指示に従い甲又は甲の指定する者に移転するものとする。ただし、甲は委託費の額の確定前においても設備備品等の財産権を乙に対して指示し、甲又は甲の指定する者に移転することができる。
- 4 乙は、取得した設備備品等を処分しようとする場合は、甲の承認を受けなければならない。

(知的財産権の使用)

第18条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

(成果の利用等)

第19条 乙は、委託事業によって得た研究上の成果（ただし、第18条第1項又は第27条第1項に基づき、乙に帰属する知的財産権を除く。）を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

(委託事業の調査)

第20条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(契約の解除等)

第21条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。
2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(不正行為等に対する措置)

第22条 甲は、乙が、本契約の締結に当たり不正の申立てをした場合若しくは委託業務の実施に当たり不正又は不当な行為（以下、「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。
2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、この契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利 息)

第23条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利3%の割合により計算した額とする。

(談合等不正行為に係る違約金等)

第24条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会

が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第27条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第29条 甲は、第44条、第45条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、

これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第44条、第45条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合には、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうロゴ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(相手方に対する通知発効の時期)

第31条 文書による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

(代表者変更等の届出)

第32条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(書類の保管等)

第33条 乙は、委託事業の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目ごとに区分して記載するとともに、甲の請求があつたときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託事業を実施した翌年度から5年間保存しておくものとする。

(秘密の保持等)

- 第34条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決)

第35条 前各条のほか、この契約に関して疑義が生じた場合には、甲と乙が協議の上解決するものとする。

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

乙 《住所》
名称及び
代表者名